

書評

AFLとCIOの合同をめぐる論議

—Arthur J. Goldberg, AFL-CIO: Labor United. New York.

McGraw-Hill Book CO., Inc. 1956. xiii 319 pp. を読む—

平田隆夫

我国には、従来から中立的組合と言う用語がある。左翼と右翼との中間にあって、イデオロギー的には、中立的立場にある労働組合を総称することは言うまでもないが、米国では、かかる中立的組合と言う言葉は使用されない。これは西欧や我国のように、米国の労働組合の間では、イデオロギーが大して重要視されないためであろうが、その代り独立組合 (Independent union) と言う言葉がある。周知のように、これは

AFLにもCIOにも加盟していない労働組合を指称するのである。従来は、四つの鉄道友愛組合がその中心勢力であったが、現在は、これらの外に、米国鉱夫総同盟その他が、これに所属している。米国でかかる独立組合と言う用語が普及

していることは、これを別の角度から観察すれば、米国労働組合の大部分は、AFLかCIOか、その何れかに所属しているのであって、独立組合は、これら二大陣営の外に立つ勢力的にも薄弱なものと考えられるからであろう。これは、一九五四年の次の数字(単位千)によっても、立証され得るところである。⁽¹⁾

全組合		AFL加盟組合	
組合数	組合員数	組合数	組合員数
一九九	一七、七五七	一〇九	一〇、七四六
CIO加盟組合		独立組合	
組合数	組合員数	組合数	組合員数
三二	五、一八五	五八	一、八二六

即ち全組合総数約一千八百万人中、独立労働組合の組合員総数は約一百八十万人、全体の約十分の一を占めるにすぎない。事実一九三五年以後の米國労働組合運動は、AFLとCIOとの二大陣営に分れて、その發展の歴史を記録したのであつて、最近まで米國では、労働組合と言へば、AFLかCIOかであつた。そうして、一九三五年CIOがAFLから事実上独立して以来、両者の間には、激しい対立抗争が継続せられたことは、人々の知る通りである。かかる労働戦線の分裂は、米國の労働者階級にとって、まことに不幸な出来事であつた。従つて労働組合関係者からはもとより、政府要路者からも、両者の合同が切に待望せられていた訳である。フォスターも、共産黨員としての彼の戦術的立場からではあるが、両者の統合が、單に米國のみならず、世界の労働組合運動のため絶対必要な所以を力説し、そのための根本的障害となつてゐるものが、グリーン、マレー、ルイス等々のAFL、CIOの最高幹部のウルトラ反動的・独裁的指導にある旨を指摘し、一般労働組合員(Trank and Tie)による彼等の排除が、合同のための先決条件であることを強調し來つたのである。しかし乍ら、彼の期待とは異つた経過と手續とによつて、一九五五年十二月、AFLとCIOは、二十余年の「水に流して、遂に合同を達成し」American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations 即ちAFL-CIOが誕生したのである。これに)

AFLとCIOの合同をめぐる論議(平田)

いては、既に私が本誌でその大要を報告したところである。(3)ここに紹介しようとするゴールドバーグの新著は、まさにこの問題を詳細に取扱つたものである。従来学界では彼の名前を余り聞かず、私も彼について殆んど知らない。唯卷末に掲げられた彼の略歴によれば、シカゴ生れの彼は、ノースウェスタン法律学校を卒業し、二十五年余弁護士を業としてゐる人である。労働組合との関係は、CIOが結成されて間もなく、シカゴ地区のCIO系組合の顧問となり、又一九四八—一九五五年、CIOの顧問をつとめた。現在はAFL-CIOの特別顧問、その産業別労働組合部門、米國製鉄労働者連盟(United Steelworkers of America)各顧問と言ふ要職にあり、AFLとCIOの合同に當つては、直接各種の委員会に出席し、諸協定並びに憲章の起草についても、アドバイスを与えた人のようである。その意味に於て、本書は、AFLとCIOの合同経過並びにそれに関連する諸問題を研究するものにとつて、観過すべからざる記録と言えよう。幸い夏休みを利用して通読の機会を得たので、左にその大要を紹介したいと思う。

- (1) Paschell W., Structure and Membership of the Labor Movement. in: Monthly Labor Review. Nov. 1955. p. 1234.
- (2) Cf. Foster W. Z., American Trade Unionism. 1947. p. 338. pp. 350—353, pp. 366—367.

(3) 拙稿「アメリカ労働組合運動の戦線統一」立命館経済学第五巻・第二号参照

二

本書の中核的部分を構成しているのは、言うまでもなく、AFLとCIOの合同に関する経過とそれをめぐる諸問題の解明であるが、彼はそれに先立ち、米労働組合の特質並びにその歴史的發展について略述している。ただしそれはAFLとCIOの合同問題を理解するために、不可欠の前提条件をなすからであらう。しかし、勿論それに必要な限度に於て、彼はこれを試みているにすぎない。

「幾百万の米国人に直接的に又すべての米国人に間接的に影響を及ぼすAFLとCIOの合同について、公衆は知る権利と義務があると言うのが、私の確信である。かかる理由から本書は書かれた」と言う書き出しに初まる「序論」に於て、彼は米労働組合の特質を要約している。これは別に目新しいものではなく、米労働組合に関する二、三の教科書を読んだ人なら、誰でも知っている常識である。即ち米労働組合は、その構造、政策、行動等に於て多種多様であるけれども、要するにそれは、団体交渉による労働協約を通じて、労働条件の維持改善をはかると言う経済的闘争を指導原理とする点で共通のものをもっている。それはパンとバターの労働組合 (bread-and-butter unionism) であり、職場中心の労働組合である。従つて西欧諸国のように、社会主義や共産

主義は、米労働組合に深くその根を下すことが出来なかつた。反共産主義は、米労働組合の特色であり、又労働者自身の政党、換言すれば、無産政党の結成が殆んど問題にされないのも、そのためである。続いて本書で取扱われる主要問題を提示した後、「連合体としてのAFL並びにCIOの起源」と題する第一章に於て、彼はニュー・デイル即ち一九三三年までに於ける米労働組合運動の發展を概観している。

彼は米労働運動の起源を一八二〇年代に求め、それが地方的労働組合から漸次發展し、一八三四年最初の全国的組織として National Trades' Union が結成され、更に一八六六年の National Labor Union を経て、一八七八年労働騎士団 (Knights of Labor) が組織されるまでの過程を追求している。その後労働騎士団に対抗して、AFLの前身である Federation of Organized Trades and Labor Unions が結成され、遂に一八八六年、AFLが成立し、米労働組合運動の基礎が構築されるに至つた事情に言及している。その結果、一九三〇年までに於て、過去の体験を通じ、AFLは、次の如き労働組合の構造並びに政策に関する基本原則を打出した旨を指摘する。即ち

(1) 労働組合の全国的組織は、労働騎士団その他とは異り、専ら賃労働者を中心に結成されなければならない。

(2) かかる全国的組織は、第一義的には、全国的規模に於ける職業別並びに産業別組合の連合体であることを必要と

し、州又は都市中心の中央組織は、第二義的の地位をもつべきである。

(3) 全国的組織は、自主的国際労働組合の連合体で、労働騎士団の中央集権的なのと異り、地方分権的なるを特色とし、これらが彼等自身の組織活動並びに団体交渉を行うものでなければならぬ。

(4) 労働運動は、その主力を、賃金、労働時間、その他の労働条件の改善のための団体交渉に集中しなければならぬ。

(5) 連合体の主要任務は、労働運動の立法的・政治的・スポークスマンとして行動し且加盟国際的労働組合に、道義的・財政的並びに技術的援助を与えることにある。

ニュー・デールは、米国外労働運動に一つの新時代を劃した。即ち産業復興法やワグナー法の影響の下に、労働組合は飛躍的な発展を遂げたが、それは同時に又労働運動の分裂を齎らす結果ともなった。第三章「一九三三年—一九五五年のAFL並びにCIO」は、この間の事情を詳細に探求したものである。ここでは、AFLが分裂して、新たにCIOが結成される過程が、生々と記録せられている。CIOがAFLから分裂した原因は、主として職業別組合主義と産業別組合主義の対立に求められるのが一般であり、それは決して間違ではないが、それ以外に、彼が最高幹部間の感情の対立を指摘していることは、注目される。即ちCIO系組合を統率する組合幹部は、既存のAFL内ではその行動が制約され

ており、従って新たな活動領域の開拓を熱望していたのに対し、AFLの幹部は、これを分派行動として、心よく思わなかったのである。その典型的な人物として、彼はルイスをあげているのである。そうして彼はこの期間に於ける労働組合運動の収獲として、次の諸点を列挙している。

(1) AFLの職業別組合主義、CIOの産業別組合主義は、両者の間に於て、共存し得ることが立証され、その何れが優れていると断定することが困難となった。

(2) 連合体を構成している国際的組合の自主性の保持は、連合体としての統一性を可能ならしめる道義的・政治的行動の最低基準と必ずしも矛盾するものではない。

(3) 組合内部の紛争を平和的に解決する制度を確立することによって、組合の管轄権争いを最少限度に、いとめなければ、連合体の統一性は維持されない。

(4) 労働運動は、専ら団体交渉や政治的・立法的活動に援護された労働組合主義に依存しつつ、私企業を基礎にした福祉国家を建設すること、これが米国の歩むべき中道である。

(5) 米国外労働組合運動は、自由なる国際労働組合運動の一環をなすものである。従って諸国の自由なる労働組合を擁護し、それを全体主義の脅威から解放しなければならぬ。

三

「一九三五年—一九五二年、遠い路」と題する第四章に於て、彼は話をAFLとCIOの分裂当時に戻して、その後

幾度か試みられた両者の合同への協議の模様を忠実に報告している。ここでもルイスの演じた役割が、興味深く物語られているが、その都度失敗に終った合同への話し合いにも不拘、第二次世界大戦、世界労連の分裂、CIOの容共組合の除名等の事件を通じて、両者が漸次接近して行く過程が追求せられている。そうして一九五二年末には、外観と態度に於て、AFLとCIOとの間に、大した差異は発見され得ない状態となった。まさにその時、両連盟の会長、グリーン並びにマレーが、殆んど時を同じくして死去し、一方客観的情勢が変化したため、急速に両者の合同への気運が醸成されるに至った。続く第五章「合同の達成」は、それ以後新会長ミンニー並びにルーサーの指導の下に、AFL-CIOが結成されるに至るまでの詳細なる記録である。ここでは「不可侵協定」「合同協定」「憲章案」の作成或は「合同大会」AFL-CIO第一回大会等が話題に上っているが、彼自身がこれらに直接間接参与しただけに、柴屋裏の話が興味深く織込まれている。そうして合同が達成された主なる理由として彼の指摘しているものは、職業別組合主義並びに産業別組合主義の相互承認、CIOの共産主義者追放、AFLの墮落行為排撃、立法並びに政治戦線に於ける協力、両者幹部の相互信頼、特に国際自由労連の結成、第二次世界大戦及び朝鮮戦争に於ける協力、ニュー・デイルやフェヤー・デイルに反対する資本家群の連邦議会支配、グリーン並びにマレーの死去

等である。しかしこれらは一般に承認されているところであって、別に珍らしいことではない。

第六章並び第七章は、何れもAFL-CIO新憲章の解説に充当せられている。彼はこれを、(1)AFL-CIOの基本原理、(2)AFL-CIOの構成員並びにそれらと新連盟との関係、(3)AFL-CIOの管理、(4)AFL-CIOの従属機関(Subordinate bodies)、(5)AFL-CIOの運営と活動の諸項に分つて、分析的に説明している。極めて重要な部分であるが、ここでは紙幅の関係から一切省略する。唯注意しておきたいのは、(2)のAFL-CIOの構成員と言うのは、AFL-CIOに加盟する全国的又は国際的労働組合のことであり、(4)の従属機関と言うのは、次のものを意味すると言うことである。即ち(a)直接加盟の地方組合(従来AFLではfederal labor unions、CIOではlocal industrial unionsと称せられるもの)、(b)州並びに地方中央機関(従来AFLでstate federation of labor, city central bodies、CIOでindustrial union councilsと称せられるもの)、(c)産業部門(trade departments)がこれである。(c)の中には従来AFLの産業部門が所属するとともに、CIOが、Industrial Union Departmentと呼称されて、そのままこの部門に吸収されたのである。なお(5)では、十四を数える常設委員会や組合の財政状態についても言及しているが、特に組合の財政をU・S・ステイルやゼネラル・モーターズのそ

れと比較し、後者が圧倒的強大である旨を指摘しているのは、後にもふれる組合の独占問題と関連して興味深い。

第八章は、新憲章の含意を、彼の理解する限りに於て、米
国労働運動の支持する歴史的価値並びに理念の観点から解明
したものである。ここでは組合の自主性、管轄権、連合体の
意味、連合体に於ける民主主義、組織化の方法等が取扱われ
ているが、煩雑であるから、これも省略する外ない。

四

戦後米国では、「労働の独占」(labor monopoly)が問題に
され、特に経営者側からこれに対する非難攻撃の声があがっ
ている。タフト・ハートレー法の制定も、「労働の独占」の排
除が、その主要目的の一つであったことは、周知の通りであ
る。AFLとCIOの合同は、かかる「労働の独占」を更に強
化する役割を演ずるおそれはないか。これは単に資本家、企
業家のみならず、一般からも関心をもたれるところであらう。
彼は第九章で、この問題に一応の解答を与えている。彼によ
れば、「労働の独占」は、個々の労働組合に関するものと、組
合の連合体に関するものとを、区別して考察する必要がある
と言う。米国鉱夫総同盟や製鉄、自動車等の巨大な個々の労
働組合について、「労働の独占」が非難されるが、これは根本
的に間違っている。「独占」と言う概念は、労働組合には適用
され得ない。「労働の独占」が非難されるのは、競争や独占に
関連するものではなく、実際は労働組合が余りに強大である

AFLとCIOの合同をめぐる論議 (平田)

と言うことであり、競争の回復や独占の排除ではなく、労働組
合を弱体化するのがその目的である。勿論個々の労働組合に
対する独占の非難は、一部に於て真実な場合もあり得ようが、
しかし連合体に対しては、これは全く見当外れの論議である。
従つてAFLとCIOが合同したために、「労働の独占」に拍
車がかけられると言う非難は、全然間違ひである。何となら
ば、AFL、CIOは、何れもそれ自体は労働組合ではな
く、連合体にすぎないのであつて、加盟組合は、連合体から
の干渉又は統制をうけることなく、自由に団体交渉を行い、
ストライキを指令し得るからである。AFLとCIOの合同
によつて、一つの強大な組合が出来上るのではなく、既存の
二つの連合体の代りに、一つの連合体が結成されたのにすぎ
ない。これはNAM(米国最大の経営者協会)と米国商工会議
所とが合同しても、独占が問題にならないと同様である。要
するに、AFL-CIOが、「労働の独占」を強化すると言う
非難は、全く根拠のないものと、彼は結論している。彼の考
える断定が、そのまま額面通りに受けとれるかどうかは、別
途に考究すべきであらうが、組合関係者として、当然の発言
であらう。

続く第十章に於て、彼は「共産主義と墮落行為」(Corrup-
tion)の問題を取扱っている。共産主義は、主としてCIO
系組合で問題となり、墮落行為が即ち組合幹部の脅迫や詐欺行
為は、従来AFL系組合で屢々発生したところである。現在

は、これに関するまとまった書物すら刊行されている。⁽¹⁾ 彼は米国に於ける共産主義者の組合支配を、次の如く四つの段階に分けて説明している。(1)労働組合教育連盟 (Trade Union Educational League) を中心とする一九二〇年代、(2)労働組合統一連盟 (Trade Union Unity League) を中心とする一九二八—一九三五年代即ち二重組合主義の時代、(3)一九三五—一九三九年の人民戦線時代、(4)戦後の一九四五—一九五〇年代が、これである。CIOと共産主義との関連は、(3)の時代から始まるのであるが、何れの場合に於ても、共産主義者の組合手配は失敗に帰した。一時はCIO系全組合員の三分の一が共産主義の影響の下にあったが、戦後はその勢力が衰退し、現在CIO系の容共組合員は二十万人にすぎないと言う。彼はCIOと共産主義との関連を追求しつつ、一九四六年以降、CIOが共産主義者を追放し、容共組合を除名する過程を詳述しているが、その際、共産主義者の追放が、タフト・ハートレー法を援用するのではなくて、CIOの自主的努力によって行われたことを強調する。

組合幹部の墮落行為は、従来CIOでは、若干の地方組合のみで問題となったが、AFLでは、地方的組合並に全国的又は国際的組合の何れに於ても発生した。従つてその排除は、専らAFLで問題になるが、AFLは、加盟組合の自主性を尊重し、従来この点で消極的であった。しかし戦後は積極的態度をとり、国際仲仕協会 (International Longshormen's

Association) の除名を断行するに至つた事情を記述している。そうして、最後に労働組合から共産主義や墮落行為を排除するために、AFL—CIOが如何なる権限をもち又如何なる措置を講じ得るかに言及している。

「労働運動と差別待遇」と題する第十一章に於て、彼は米国労働組合に於けるネグロの差別問題を取り上げている。ネグロに対して、CIOは、創設の当初から寛大な態度をとつてゐるが、AFL系組合はこれを排撃し、直接・間接の差別待遇をしている。特に鉄道労働組合関係で、これが顕著であり、組合規約の中に、明らかにネグロの排斥をうたつてゐる組合もあった。AFL—CIOの憲章では、これが全国的に禁止せられ、労働組合に於て、ネグロは白人と全く同等に取扱われることとなつた。これによつて、事実上人種の差別待遇が直ちに一掃されると思わぬが、彼はこれを将来のAFL—CIOの幹部達に期待しているようである。創立大会で二人のネグロが、AFL—CIOの副会長に選出されたことは、それへの第一歩であろう。続く第十二章では、「新連盟の公共政策」が論ぜられている。内容の詳細は省略して、結論のみを摘記すれば、AFL—CIOは、自由なる団体交渉と私企業とを基調する政府の干渉、その範囲内での福祉国家を支持する。労働運動に対する公共政策の重要性は、労働運動の第一の仕事が団体交渉であると言う事実と矛盾するものではない。労働運動が団体交渉の組織でない限り、それは無意味である。

公共政策の全体の枠の中で、労働運動は、当然団体交渉と密接な関連をもつ公共政策を重要視する。そうしてこれが、米国内労働運動と他国のそれとの根本的差異であると言うのである。

最後の第十三章「労働組合の将来の役割」に於ては、AFL-CIOの結成が、内外に与える影響について論じている。彼の所論を要約すれば、合同によって加盟組合の団体交渉力は強大となり、組合の幹部間の協力関係が増大して、相互に有利である、組合の管轄権争議は減少するであろうし、一方民主的労働組合を要望する幾百万の未組織労働者があり、組合組織が購買力を増加し、労働者とその家族との保障を強化すれば、国民全体としても利益である。又政治活動の領域に於ては、プロ・レバリーの法案通過が促進されるであろう。更に国際的には、アメリカの外交政策を支持することによって、国際自由労連を通じ、自由国家の労働組合運動の育成並びに発展に貢献するであろう。

最後に「あとがき」が附加されているが、これは、AFL-CIO発足以後一九五六年七月現在までにおける加盟組合の統合の進展状況、未組織労働者の組織化の実情、墮落行為の排除の実施等に関するもので、言わば本書の補足をなす部分である。そうして彼は、「現在並びに将来、多くの困難にもかかわらず、AFL-CIOは、その統一を持続するであろうことを確信して疑わない」と言う言葉をもって、本書を結んでいるのである。

AFLとCIOの合同をめぐる論議(平田)

以上がゴールドバーグの新著の大体の紹介である。本書の他の評者が指摘しているように、⁽²⁾ゴールドバーグは、組合との公的関係に制約され、カーティンをあげて内部的紛争を明るみに出さず、従って本書の中に大した新資料を発見し得ないと失望する人があるかも知れない。しかし乍ら、本書はAFL-CIOの成立に関する最初のまとまった書物であり、AFL並びにCIOを中心とする米国内労働運動史としても、一読の価値がある。フォスターは、彼が切に待望していたAFLとCIOの合同が実現したにも拘らず、AFL-CIOは、ミンニー始めウルトラ保守反動幹部らの支配する組織であり、国務省の帝国主義的反ソ政策に協力する団体にすぎないとはげしい論難を加えているが、⁽³⁾CIOが共産主義者を追放し、且AFL-CIOが共産主義者を中心とする連合体にならなかつたことが、恐らく彼にとって不満なのである。しかし、AFL-CIOは、ゴールドバーグも言っているように(二一六頁)、一六五年余に及ぶその発展の歴史を通じて、米国内労働運動が最善と考えたものの結晶である。これは米国内の組合が優れ、他国のそれが劣っていると言う問題ではない。そうしてこの間の事情を理解するためにも、恐らく彼の新著は、充分役立つであろう。

なお巻末に、「憲章」、「不可侵協定」、「合同協定」等の全文が、附録として掲げられており、資料として有益であることを附言する。

(一九五七年・九月八日)

- (1) Cf. Johnson, M., Crime on the Labor Front. 1950. *なまはたへび* Foster W. Z. Misladers of Labor. 1927. p. 120 ff. *な* の *り* *ら* *に* *國* *の* *報* *論* *は* *報* *を* *提* *供* *し* *て* *ら* *る*。 *最近* *の* *事情* *に* *つ* *いて* *は* *Mc* Whinnie, T. F., Corruption in the U. S. Unions in: World Trade Union Movement. July, 1957. pp. 19—22. *を* *参* *照* *せ* *ら* *れ* *ま* *し* *う*。
- (2) Cf., Industrial and Labor Relations Review. vol. 10. No. 4. July 1957. pp. 640—41.
- (3) Foster. W. Z., Outline History of the World Trade Union Movement. 1956. p.451. pp. 546—47.